

持段別によつて(段別割)、屋敷間口の長さによつて(間口割)、家族数によつて(人別割)、あるいは一軒ごとに全戸同一額(軒割・棟割)で負担する方法などて村民の負担額を決めた。この村費の内訳別年額と負担方法は、前年のみにつき、毎年春に、村民連印の上、領主に報告したが、その帳簿が村入用帳、または村

参考文献 大石久敬『地方凡例録』五上
『日本史料選書』二 (伊藤 好二)
ごにんぐみ 五人組 江戸時代における最末端の治安・行政単位。地域ごとに五戸前後を組み合わせ、年貢納入・治安維持の連帶責任単位とした。祖型は古代の五保の制に認められるが、江戸幕府の五人組の起源は、慶長二年(一五九七)三月の豊臣秀吉の「御淀」とするのが有力である。この「御淀」は、辻斬り、すり・盜賊・悪逆人などの相互検察を目的として、侍は五人組、下人は十人組を組織させたものである。これは武士を対象としたものが、やがて、五人組や十人組による相互検察連帶責任制が農民・町人の間に及ぼされていった。江戸幕府は慶長八年、はじめて京都において、農民や町人にかかるものではなかつたことは秀吉の制度を町人に及ぼしたものである。幕府が五人組制度をその領内に施行された時期はまだ明白になっていないが、元和二年(一六一五)から寛永初年と考えられている。この五人組制度が全国的規模で幕領・譜代士名領などて実施されたのは寛永十年(一六三二)代である。五人組が一般的にこの時期に制定化された理由として、これまで、キリシタニ宗門の禁圧と浪人取締りの一要因に求めてきたが、最近では、村落構造との関連で、寛永年間に自立過程にあつた近世小農民を村落方に封鎖し、年貢収奪を完璧たらしめる点に見る見解が出されている。すなわち、兵農

離による武士階級の城下町集住化に伴う近世農村の治安対策に、年貢納入・耕作労働の連帶責任制の確立、また小農民の土地緊縛などを実現するところに、五人組制度を強力に推進した幕府のねらいがあったとする。五人組の編成方法は、町では家持（地主）と家主（家持の代理人）とをもって構成し、村では本百姓または高持百姓をその構成員とした。組合せ方は、家並に最寄り次第五人ずつ組み合わせるのが普通であったが、また百姓の持高の大小を考えて平均するように組んだところもあり、また仲のよい者や親類ばかりを組み合わせてはならないと限定したところもある。人数は五人あるいは、六人・七人にしてある。人数の中から重立った者を五人組頭としたが、それは組員で選んだこともあり、庄屋などが選定したこともある。この五人組頭は、五人頭・判頭（はんがしら）・組親・組持・つりがしらなどともいっているが、農民にとつては名誉職で、それになることを望んだという。五人組としての責務は、組中に徒（いたずら）者・悪者があれば申告すること、キリストン関係の者は隠しておかないこと、欠落人のないよう注意すること、もしあれば組中にて尋ね出すこと、組中に病人などがあつて耕作のできかねる時はお互いに助け合つて、年貢そのほかを不納することのないよう努めること、もし未進者があれば組中で弁済することなどであつて、相互検察・連帶責任制を明確にしている。相互扶助もいっているが、それは年貢納入などのための手段であつて、それ自身が目的ではなかつたことは、親類縁者の組合せや仲のよい者同士を組にすることを禁じているのてもわかる。犯罪の責任が組合全体に及ぶ場合は、藩によつて相違もあり罰の軽重もあつた。弘前藩の「寛政律」では、「五軒組合連座に可レ及ケ条」の中で、隠田畠・隠津出

たし）・盜杣・博奕之者・隠商売の五つを規定している。このほか、五人組の機能としては、公事訴訟の付添い・連判、質地証家督相続の保証や立合い、家出人の捜索と村政や日常生活に重要な役割をもつていて、五人組制度を行なっているところでは、五人組帳を作つて、組合員の名前を記して領人に提出する。その帳のはじめには農民の守へき法規が記してあり、これを五人組帳前と呼んでいる。中には数十カ条のものもあるが、數十カ条のものもあり、百カ条を越えるのかえある。それは五人組として必要なことはかりではなく農民として守るべき事柄を定めており、新しい法令の出ることに加えているからで、ほとんど法令集のごときるものもある。この五人組帳前書の読み聞かれてはかりてはなく農民として守るべき事柄を定めているのである。この五人組帳前書の読み聞かれを主として、五人組を構成する各戸の当せを主として、五人組寄合といい、毎月、あるいは年に一度ないし数度催され、その反覆朗読によつてその趣旨の徹底が計られた。この五人組による連帶責任制度や密告制度により、重要なる働きをなしたものである。それ故、封建体制の動搖し始めた江戸時代中期以降、五人組制度が強化され、特に百姓一揆の昂揚期にある宝暦・明和年間（一七五一—一七二二）において一層強化されていることは注目されるところである。

たし）・盜杣・博奕之者・隠商売の五つを規定している。このほか、五人組の機能としては、公事訴訟の付添い・連判、質地証家督相続の保証や立合い、家出人の捜索と村政や日常生活に重要な役割をもつていて、五人組制度を行なっているところでは、五人組帳を作つて、組合員の名前を記して領人に提出する。その帳のはじめには農民の守へき法規が記してあり、これを五人組帳前と呼んでいる。中には数十カ条のものもあるが、數十カ条のものもあり、百カ条を越えるのかえある。それは五人組として必要なことはかりではなく農民として守るべき事柄を定めており、新しい法令の出ることに加えているからで、ほとんど法令集のごときるものもある。この五人組帳前書の読み聞かれてはかりてはなく農民として守るべき事柄を定めているのである。この五人組帳前書の読み聞かれを主として、五人組を構成する各戸の当せを主として、五人組寄合といい、毎月、あるいは年に一度ないし数度催され、その反覆朗読によつてその趣旨の徹底が計られた。この五人組による連帶責任制度や密告制度により、重要なる働きをなしたものである。それ故、封建体制の動搖し始めた江戸時代中期以降、五人組制度が強化され、特に百姓一揆の昂揚期にある宝暦・明和年間（一七五一—一七二二）において一層強化されていることは注目されるところである。

治『近世初期農政史研究』、児玉幸多『近世農民生活史』、煎本増夫『五人組と近世村落』(『駿台史学』三二) (森 安彦)

ごにんぐみちよう 五人組帳 江戸時代、五人組制度の施行されていた所では、村ごとに五人組帳が作成された。五人組帳は農民の守るべき事柄を記した前書と、これを遵守することを誓約した組合員の連名・連印部分から成り、毎年一通は領主に提出し、一通は村役人のものに保存された。前書部分は一種の法令集であり、その条目は時代により変化し、

秀上十一年、奉

一
収日込 作付通大小、百段々人組と定め
何事トヨリ、ほん組より、所は方相有候は休ま
不及テ上恩幸供あめ有く、かくく煙火ふ迷
テトよお迷惑を服ムト、もくとも者、より
町傳を下す久人組、あるをまた、曲本、
作付首を以テ恩幸供あめ有れ、自此田帳
理致候者坏縁日、而て之ヲ守候ミト、わが身より
收納仕上候、お立、助合セヤ奉

一
田地代を要く御事と申は奉、作付通
皆田代を要く御事と申は奉、助合セヤ奉

一
田地代を要く御事と申は奉、作付通
み人組加利、北文を、要おで、夕暮年奉を
仕合く双方を申す、と、作付奉

一
田地代を要く御事と申は奉、作付通
キテ法方、申是奉、作付通するも本筋
也く、百姓をめぢく、ゆゑに莫れ、大百姓と仕附